

信太山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
10	感染性医療廃棄物の処理ほか2件	陸上自衛隊信太山駐屯地	8.4.1~9.3.31	8.2.26	8.3.6 09:00	8.3.6 09:00	なし	
			以下余白					

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒594-8502
住所：大阪府和泉市伯太町官有地
契約機関名（担当）：陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊（担当 野口）
電話番号（内線）：0725-41-0090（内線556）
FAX番号：0725-41-9453（直通）

メールアドレス：ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号 10 (8.2.26)

※単価決定

見積金額¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

	品名	規格	単位	予定数量	単価(税抜)	金額
1	感染性医療廃棄物の処理	仕様書のとおり 50L	箱	18		
2	感染性医療廃棄物の処理	仕様書のとおり 20L	箱	1		
3	非感染性医療廃棄物の処理	仕様書のとおり 50L	箱	2		
4		以下余白				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊信太山駐屯地			納期 (履行期限)	8.4.1~9.3.31
	契約保証金	(免除)			入札(見積)書 有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年3月5日

分任契約担当官陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊長 大西 隆也 殿

住所
会社名
代表者名
担当者氏名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	10 (8.2.26)
-----------	---------------

※単価決定

見積金額¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	予定数量	単価(税抜)	金額
1 感染性医療廃棄物の処理	仕様書のとおり 50L	箱	18		/
2 感染性医療廃棄物の処理	仕様書のとおり 20L	箱	1		/
3 非感染性医療廃棄物の処理	仕様書のとおり 50L	箱	2		/
4	以下余白				
5	※調査金額内訳を記載してください。(業者様式可)				
6					
7					
8					
9					
10					
納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊信太山駐屯地		納期 (履行期限)		8.4.1~9.3.31
契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

本調査は一般的な市場動向を調査する目的あり、実際の応札(見積)価格と同一のものではありません。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 大西 隆也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
医療廃棄物の処理	作成	令和 8年 2月 6日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	信太山駐屯地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、信太山駐屯地業務隊において実施する医療廃棄物の処理の役務について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書における次の文書は、この仕様書の規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 種類及び年間予定数量

- a) 感染性医療廃棄物 50Lプラスチック容器 18箱
- b) 感染性医療廃棄物 20Lプラスチック容器 1箱
- c) 非感染性医療廃棄物 50Lダンボール容器 2箱

2.2 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、“運搬及び処分”とする。

2.3 処理基準

処理基準は次によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、“マニフェスト”という。）の処置は、法第12条の3による。

3 品質保証

監督及び検査は、完了検査とし、契約の相手方は役務終了後、検査官にマニフェスト（E票）を紙面で送付提出し、役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、マニフェスト（B2、D及びE票）とし、処理終了後、速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

4.2 使用機材、機器及び消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、契約相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関して疑義等が生じた場合、契約担当官等の指示を受けるものとする。